

(仮訳)

## 日本国農林水産省とイタリア共和国農業・食料主権・森林省との 農業及び食料分野における協力覚書

日本国農林水産省及びイタリア共和国農業・食料主権・森林省（以下、個別には「当事者」、両者を指す場合は「両当事者」という）は、

両国の経済発展における農業、農業関連産業、食料、漁業、林業、農村振興の重要な役割を**認識し**、

農業、農業関連産業、食料、漁業、林業、農村振興分野における両国間の協力を促進することを**目的とし**、

高水準の協力を実現し、両国の重要な共同イニシアティブの実施を可能にしてきた、日本とイタリアの良好な関係を**考慮し**、

より持続可能で強靱な社会を実現するため、災害リスク軽減の重要性と両国間の協力強化の必要性を**再認識し**、

農業、農業関連産業、食料、漁業、林業、農村振興分野における両国の長期的な協力関係の更なる強化への意思に**従い**、

将来に亘る、両国の経済の強靱性と社会の持続可能性を強化する観点を踏まえ、相互の関心と優先順位の高い分野やテーマにおける、両国間協力の促進及び強化の重要性を**確信し**、

以下の**確認に至った**：

### 第1項 - 目的と範囲

1. この協力覚書（以下「本覚書」という。）の目的は、農業、農業関連産業、農村振興、農村経済、食料、漁業及び林業分野における、両当事者間の協力を強化すること。
2. 第1項の目的のため、本覚書は、平等、互恵及び相互利益の原則に従って、両当事者にとって主要な関心分野における両当事者間の協力の基礎及び方法を定める。

## 第2項 - 協力分野

両当事者は、次の分野において協力する：

- a) 食文化のアイデンティティの促進；
- b) 農村振興政策；
- c) 農業の多様化；
- d) アグリビジネス；
- e) 両国における地理的表示促進のための協力の強化；
- f) 2018年7月17日に東京で署名された、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の枠組みにおいて、両国の地理的表示の保護に関する適切な措置を講じるための、管理当局間の連携強化；
- g) 有機農業や自然資源、土壌、水の持続可能な利用を含む、持続可能な農業；
- h) 農業分野における研究開発；
- i) 両当事者が書面により共同で特定されたその他の分野。

## 第3項 - 協力の形態

第2項に特定された分野における協力は、以下の取組形態をとる：

- a) 両当事者間の情報、経験、優良事例の共有；
- b) 第5項に基づく作業部会及び必要に応じ、第6項に基づく下部作業部会の設置；
- c) 必要に応じ、見本市、展示会、ワークショップ、会議、シンポジウム、セミナー、専門研修活動、多国間プロジェクト、研究会議の開催；
- d) 必要に応じ、両国の政府関係者、専門家、研究者を対象とした視察の実施；
- e) 特に農村振興及び水管理分野において、両当事者が共同で特定されたその他の技術的に可能な協力形態。

## 第4項 - 個人情報の保護

両当事者は、本覚書に基づく取組に関与する被雇用者及び専門家の個人情報の保護を確保し、かかる個人情報を第三者に譲渡せず、いかなる場合にも、事前に書面による相互の同意がない限り、本覚書の目的と相容れない方法で扱わない。

## 第5項 - 作業部会

1. 両当事者は、本覚書を実施し、第2項で特定された協力分野について議論するため、共同作業部会を設置する。
2. 作業部会は、両当事者の代表、政府関係者、研究者、及び両当事者が共同で特定した、その他の者で構成される。

3. 両当事者は、情報と活動の調整に責任を有する連絡窓口を指定し、それぞれの作業部会の構成員を相互に通知する。
4. 作業部会は、必要に応じ、両国で1年に1回交互に開催される。作業部会の会合は、VTC（テレビ会議）を通じ開催されることがある。
5. 両当事者の職員及び代表者は、受入国で施行されている出入国管理規定、税制、関税、衛生及び国家安全保障に関する規制を尊重する。当事者の職員及び代表者は、開催国の法律及び規制に従い、開催国に出入国する。

#### **第6項 - 下部作業部会**

1. 下部作業部会は、必要に応じ、第2項で特定した協力分野を専門的かつ技術的に対処するために設置できる。この点に関し、下部作業部会は、両国の研究機関の研究者等の専門家のみで構成されうる。
2. 本項第1項を実施するため、両当事者は、共同で下部作業部会のテーマと運営手続を書面により定める。

#### **第7項 - 資金調達**

1. 各当事者は、本覚書の履行により生じる費用を負担する。第1項に基づく本覚書の範囲及び目的の範囲内で、明示及び実施される全ての活動は、日本及びイタリア共和国の国家予算に追加的な費用を生じさせることなく、両当事者が通常の予算の範囲内で実施する。
2. 各当事者は、それぞれの代表が相手国を訪問する費用を全額負担する。両当事者は、欧州連合及びその他の国際機関がそれぞれの協力プログラムの枠内で提供する資源を利用することができる。

#### **第8項 - 適用法**

1. 本覚書は、国際法上の権利及び義務が生じうる国際協定を構成するものではない。本覚書に含まれるいかなる項も、当事者の法的拘束力のある義務または約束として解釈され、実施されることはない。
2. 本覚書は、日本とイタリアの法律、関連する国際法、及びイタリアの当事者に関しては、欧州連合（EU）加盟国としての義務に従って履行される。

## 第9項 - 知的財産

1. 知的財産権は、日本及びイタリアの法令の関連規定に基づき規定されるものとする。
2. 本覚書に基づき実施されるいかなる活動の成果物も、その販売に際し、両当事者は、知的財産権の構成要素及びその適切かつ効果的な保護について、事前に書面により定め、各当事者からの寄与を適切に明記する。
3. 本覚書に基づく協力の結果生じる文書及び出版物において、各当事者が受けた支援に対し謝意を表す。

## 第10項 - 技術の移転

財産権に関する法律が適用されず、当事者の一方が保証する研究材料、情報または機器の移転は、両国で適用される法令及び規制に従って実施される。

## 第11項 - 相違

本覚書の解釈及び／または実施に起因するいかなる相違も、両当事者での直接の協議及び交渉により、友好に解決される。

## 第12項 - 存続期間及び修正

1. 本覚書に基づく協力は、署名日から開始する。5年間継続し、一方の当事者が、終了の意向を終了予定日の6ヶ月前に他方の当事者に通知しない限り、さらに5年間自動更新される。両当事者が別途共同で決定しない限り、本覚書の終了は、進行中のプロジェクト及びプログラムの実施に支障を与えない。
2. 両当事者は、双方の同意により、本覚書を書面で修正することができる。

2024年9月27日、イタリア、シラクサにおいて、等しい価値を有する英語の原本2通に署名された。

日本国農林水産省

イタリア共和国  
農業・食料主権・森林省